

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 4 年 11 月 21 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ばばがれい固定式刺し網漁業	3 隻	10 トン未満	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域。 点ア 物見崎灯台中心点から真方位 50 度 4,950 メートルの点 点イ 物見崎灯台中心点から真方位 58 度 5,700 メートルの点 点ウ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位 116 度 5,300 メートルの点 点エ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位 122 度 4,200 メートルの点	2 月 1 日から 4 月 30 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字白糠に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 4 年 11 月 21 日から 令和 5 年 1 月 6 日まで	1 許可の有効期間は、令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 施網できる漁具は 2 カ統以内とし、1 カ統の長さは 600 メートル以内とする (2) 網の目合は 4 寸以上とし、重ね網を使用してはならない (3) 漁具の敷設中は、両端に水面上 1.5 メートル以上の高さの標識を付け、船名及び許可番号を記載しなければならない
	2 隻					次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字小田野沢に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者		
	15 隻	15 トン未満			次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 点ア 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱から真方位 74 度 3,850 メートルの点 点イ 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱から真方位 75 度 30 分 4,750 メートルの点 点ウ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位 94 度 30 分 4,500 メートルの点 点エ 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱から真方位 91 度 4,550 メートルの点 点オ 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱から真方位 101 度 30 分 3,750 メートルの点 点カ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱か	2 月 1 日から 3 月 31 日まで		

				ら真方位 94 度 30 分 3,700 メートルの点				
たら固定式刺し網漁業	3 隻	10 トン未満	定めなし	次の各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域 ア 鮫角灯台中心点から真方位 60 度 7.0 海里の点 イ 鮫角灯台中心点から真方位 90 度 9.2 海里の点 ウ 鮫角灯台中心点から真方位 82 度 12. 2 海里の点 エ 鮫角灯台中心点から真方位 60 度 10. 5 海里の点	1 月 15 日から 2 月 25 日まで	階上漁業協同組合の組合員	令和 4 年 11 月 21 日から 令和 4 年 12 月 23 日まで	1 許可の有効期間は、令和 5 年 1 月 15 日から令和 5 年 2 月 25 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用する網の目合いは、165 ミリメートル（5 寸 5 分）以上とすること (2) 使用する網の数は、5 ヶ統以内（1 ヶ統 540 メートル以内）とすること (3) 敷設中の網の両端に、許可番号、船名及び漁業者名を明記した赤色旗（各辺 35 センチメートル以上）を、水面から 1.5 メートル以上の高さに掲げるとともに、夜間にあつては、電灯その他照明装置を設置し発光させること (4) 操舵室上部に、黄色ペイントで両面を塗装した標識板（縦 35 センチメートル以上及び横 70 センチメートル以上）を掲示すること (5) 船体両舷に、大きさ 8 センチメートル以上、太さ 2 センチメートル以上及び間隔 2 センチメートル以上の黒色文字で許可番号を表示すること
	1 隻					八戸みなと漁業協同組合の組合員		
かれい固定式刺し網漁業	28 隻	5 トン未満	定めなし	次の各点を順次に結んだ 8 直線によって囲まれた海域 ア 基点第 1 号（青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱）から磁針方位 78 度 30 分 6,000 メートルの点 イ 基点第 3 号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位 54 度 30 分 4,500 メートルの点 ウ 基点第 6 号（青森県上北郡おいらせ町字東下川原にある百石漁港 3 級基準点（3 NO. 2）から真方位 184 度 4 分 107 メートルの点に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 215 メートルの点から真方位 67 度 30 分 5,200 メートルの点 エ 基点第 7 号（青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 5,600 メートルの点 オ 基点第 8 号（青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森 13 番地に設置した標柱から真方位 354 度 30 分 364 メートルの点から真方位 82 度 30 分の直線上の高瀬川右岸	1 月 15 日から 4 月 30 日まで	東共第 51 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 4 年 11 月 21 日から 令和 4 年 12 月 23 日まで	1 許可の有効期間は、令和 5 年 1 月 15 日から令和 5 年 4 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用する網の目合いは、105 ミリメートル（3 寸 5 分）以上とすること (2) 使用する網の数は、4 ヶ統以内（1 ヶ統 525 メートル以内）とすること (3) 敷設中の網の両端に、許可番号、船名及び漁業者名を明記した黄色旗（各辺 35 センチメートル以上）を、水面から 1. 5 メートル以上の高さに掲げること

				州先に設置した標柱) から真方位 82 度 30 分 3,700 メートルの点 カ 上北郡と三沢市との境界にある高瀬川口中央正東 6,000 メートルの点 キ 八戸市鮫角灯台中心点から真方位 357 度 30 分 9,000 メートルの点 ク 青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した塚石と新太鼓石を見通した線上の同境界石から 9,300 メートルの点				
--	--	--	--	---	--	--	--	--